

**介護予防・日常生活
支援総合事業が
始まりました。**

団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け、高齢者のニーズを地域全体で支えることを目的に、「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。

要介護の状態にならないために、事業を利用しながら自立していきましょう。

事業開始後もこれまでのサービスは変わらず実施され、介護予防の事業も利用できます。

内容は、要支援1・2の認定を受けた方や、下野市が行っている「基本チェックリスト」により、生活機能の低下がみられたかたが利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と65歳以上のすべての方が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。

◆利用の流れ

流 れ	内 容
①相 談	市(高齢福祉課)・地域包括支援センターに相談 ○生活状況や困っていることの聞き取り。
②基本チェックリスト	質問項目の主旨の説明を受けながら、回答していく。 ○明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合、「一般介護予防事業」へつなげる ○明らかに要介護認定が必要な場合、「要介護認定申請」へつなげる。
③介護予防・生活支援サービス事業の対象者	②で該当者になった場合は、利用者本人の状況やサービス利用の意向を聞き取り、サービス利用を検討する。
④介護予防マネジメント依頼書提出	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出する。
⑤被保険者証発行	被保険者証を発行し、事業該当者に送付する。
⑥介護予防マネジメント実施	ケアプラン等を作成し、サービス担当者会議等を開催する。
⑦ケアプラン等交付	事業該当者は、ケアプランに同意し、契約を締結する。
⑧サービス事業利用	サービスの利用開始する。

◆お詫びと訂正

2月号(21ページ)の一般介護予防事業のうち「ふれあいサロン陽だまり」の昼食代として1回500円になっていましたが、1回550円となります。

◆地域の相談窓口「地域包括支援センター」を利用しましょう

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、必要な援助・支援を行う総合相談窓口です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が、皆さんの生活を支える役割を担っています。

名 称	場 所	電 話
地域包括支援センター みなみかわち	南河内児童館内	44-3002
地域包括支援センター こくぶんじ	ゆうゆう館	43-1229
地域包括支援センター いしばし	特養いしばし内	51-0633

■問い合わせ先 高齢福祉課 ☎(52) 1 1 1 5